

発達障害者による殺人事件の大阪地裁判決に対する会長談話

本年7月30日、大阪地方裁判所第2刑事部において、アスペルガー症候群という発達障害を有する被告人が実姉を刺殺した被告事件につき、検察官の求刑（懲役16年）を上回り、有期懲役刑としては上限となる懲役20年の実刑判決が言い渡された。

本判決は、犯行動機の形成過程や被告人の反省が十分でないことについて、アスペルガー症候群の影響であることを認め「通常人と同様の倫理的非難を加えることはできない」としながら、「いかに病気の影響があるとはいえ、十分な反省のないまま被告人が社会に復帰すれば、そのころ被告人と接点を持つ者の中で、被告人の意に沿わない者に対して、被告人が本件と同様の犯行に及ぶことが心配される」こと、「社会内で被告人のアスペルガー症候群という精神障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもない現状の下では、再犯のおそれが更に強く心配される」ことを理由として、「許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、そうすることが、社会秩序の維持にも資する」としている。

しかし、本判決には、少なくとも2点の問題があると考えられる。

第1に、刑法の責任主義の原則に反する点である。

アスペルガー症候群という精神障害を有することは何ら本人の責めに帰すべきことではない。にもかかわらず、当該精神障害をもって再犯のおそれを強調し、刑を加重することは、行為者に対する責任非難を刑罰の根拠とする責任主義の大原則に反する。しかも、社会防衛のために許される限り長期間刑務所に収容すべきだという考え方は、現行法上容認されない保安処分を刑罰に導入することにほかならない。

第2に、発達障害者に対する偏見や差別を助長するおそれがある点である。

アスペルガー症候群を含む発達障害には、社会性障害や対人コミュニケーション障害といった特性があり、発達障害者支援センターなどの専門機関による適応訓練や矯正プログラムといった支援が必要となるところ、刑事施設ではそのような支援体制が不十分であるのが実情であり、発達障害者が内省を深めることは困難である。しかし、本判決は、かかる事情を一顧だにせず、長期間収容することで内省させる必要があるとしているのであって、発達障害の特性に対する理解が不十分と言わざるを得ない。

また、発達障害を有する触法障害者の受け皿がないとしている点についても、各都道府県には発達障害者支援センターや地域生活定着支援センターが設置され、その支援が整いつつある現状というものを誤解している。

以上のとおり、本判決は、発達障害者の特性や現在の支援体制に対する無理解・誤解に基づくものである。のみならず、その論旨は、発達障害をもって被告人の再犯のおそれを強調しており、あたかも発達障害者が危険であるかの如き誤解と偏見を社会に対して与え、ひいては発達障害者に対する差別を助長するおそれがある。

当会は、本判決の量刑及び発達障害の理解について問題点を指摘し、裁判員裁判においても鑑定手続き等により量刑判断に必要な医学的・社会福祉的情報が提供され、評議で裁判長から適切に法令の説明や解釈が行われるよう求め、ひいては、広く社会に対して発達障害者に対する正しい理解と支援の必要性を訴え、発達障害者が受け入れられ生き活きと生活できる社会の形成を願って本談話を発表する。

2012年（平成24年）8月20日

宮崎県弁護士会
会長 松田幸子